

高等学校における通級による 指導の導入について

平成28年11月8日
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

高等学校における通級による指導 に係る検討経緯

平成26年度～

個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業

平成28年3月

高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）
（高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）

平成28年8月

次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ

平成28年11月

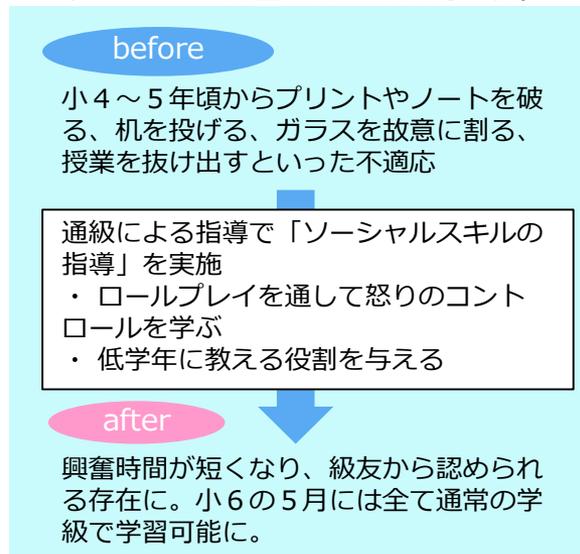
学校教育法施行規則・告示改正（平成30年4月1日施行）

※ 近日中に公布・通知予定

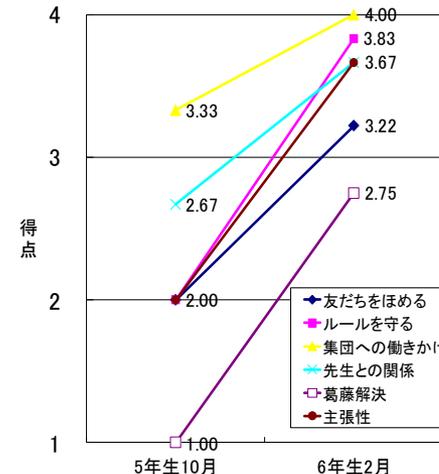
通級による指導とは

- ・小・中学校等の通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける特別の指導（「自立活動」の指導）
- ・週1～8単位時間が標準
- ・個別指導が原則。必要に応じてグループ指導を取り入れる。個別の指導計画に基づいて指導。
- ・言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱など

（ADHDの児童に対する指導の例）

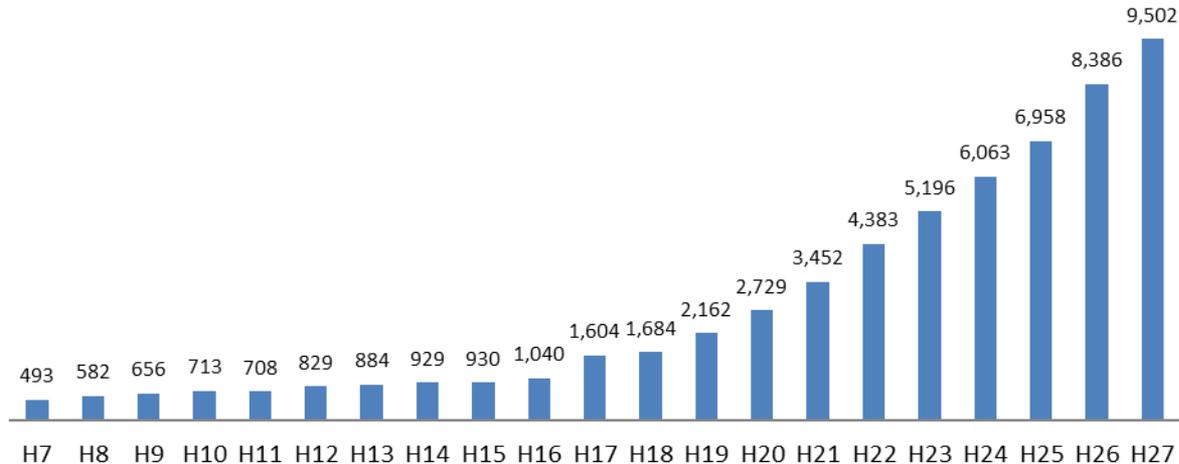


児童の社会的スキル尺度の変化
（アンケート調査で6分野を4段階評価）



高等学校における導入の必要性

- ・ 中学校において通級における指導を受けている生徒数は年々増加



- ・ 「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう多様な学びの場の整備が必要

インクルーシブ教育システム：

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（中教審初中分科会報告（H24.7）より）

省令・告示の改正内容について

学校教育法施行規則第140条

…高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒…のうち**当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるもの（※1）を教育する場合には**、文部科学大臣が別に定めるところ（※2）により、…第八十三条及び第八十四条…並びに第七百七条…の規定にかかわらず、**特別の教育課程によることができる。**

※下線部が新しく追加

（※1）

＜平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長通知（25文科初第756号）より＞

- ・言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
- ・通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者
- ・障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う
- ・通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断する

（※2）

＜学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件

（平成5年文部省告示第7号）＞

- ・特別の教育課程の内容として、「障害に応じた特別の指導」（「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」）を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることを規定

「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」とは

- ・ 特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導
- ・ 特別支援学校学習指導要領「自立活動」において示されている目標と内容（6区分26項目）について、個々の生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定

※目標と内容全てを取り扱うのではなく、個々の生徒に応じたオーダーメイドの指導

○特別支援学校高等部学習指導要領 第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容

(特別支援学校高等部学習指導要領 第6章 自立活動 第2款 内容)

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

目に見えるできなさ (障害による学習上又は生活上の困難)

(高) 数1「図形と計量」
面積・空間図形の計量 (面積比・体積比)

- 図形問題が苦手 (特に推論すること)
- 平面だけでは理解しにくい

目に見えない発達上の課題 (つまずきや困難の背景) の分析

※学習障害は「その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定」

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編

➤ 6区分の窓から実態を分析・整理

(例)

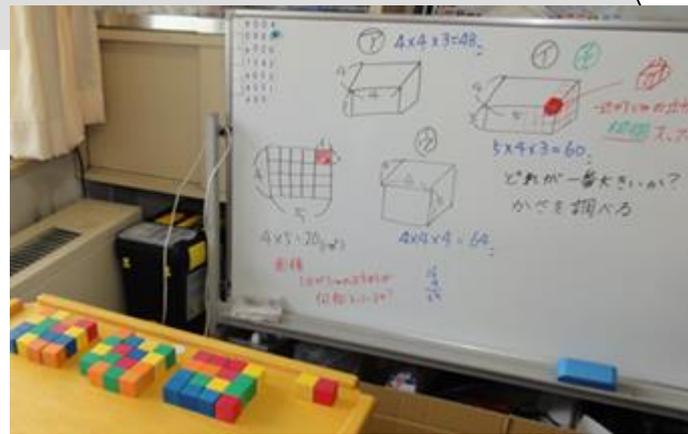
- ・ 注意の集中、
- ・ 空間 (位置) 把握、
- ・ 視覚による記憶
- ・ 全体と部分の関係の理解 等



➤ 上記、実態から導かれる指導目標を達成するために26項目から指導内容を選択

↑ 関連づけた指導

- 「環境の把握」 (2)感覚や認知の特性への対応に関すること (注意の集中)
- (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること (空間把握、全体と部分の関係)
- 「心理的な安定」 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

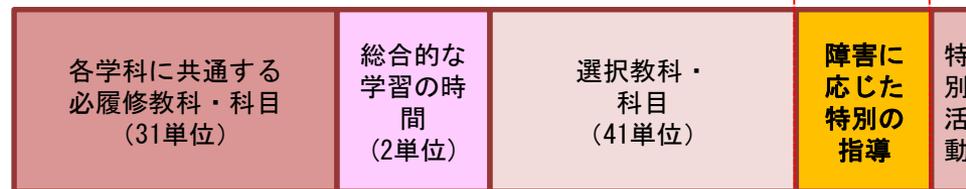


平成5年文部省告示第7号 (本文関係) ①

…高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則第一百四十四条各号の一に該当する児童又は生徒…に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導…を、…高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

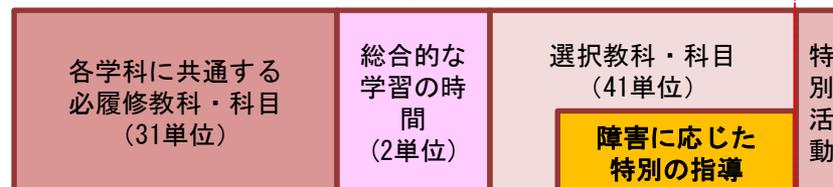
※下線部が新しく追加

●加える場合の例（授業時数が増加する）



授業時数
が増加

●替える場合の例（授業時数が増加しない）



平成5年文部省告示第7号 (本文関係) ②

ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、

- ・高等学校学習指導要領…第一章第三款の1に規定する**必履修教科・科目及び総合的な学習の時間**
- ・同款の2に規定する**専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目**
- ・同款の3に規定する**総合学科における「産業社会と人間」並びに**
- ・同章第四款の4、5及び6並びに同章第七款の5の規定により行う**特別活動**
に**替えることはできないものとする。**

<各学科において替えることができない科目>

学科	必履修教科・科目 総合的な学習の時間 特別活動	専門学科においてすべ ての生徒に履修させる 専門教科・科目	総合学科における 「産業社会と人間」
普通科	○		
専門学科	○	○	
総合学科	○		○

平成5年文部省告示第7号 (3関係)

高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

(参考) 通級による指導を最大限 (7単位×3年) 実施し、かつ代替のみした場合のイメージ

※実際には、替えるのみならず、加えて編成することも可能

【パターン①】 必履修教科・科目等が38単位、修得合計単位数が74単位の場合

必履修教科・科目、総合的な学習の時間 (38単位)	通級による指導 (21単位)	選択教科・科目 (15単位)	特別活動
卒業までの最低修得単位数 (74単位)			

【パターン②】 必履修教科・科目等が50単位、修得合計単位数が90単位 (※1) の場合

必履修教科・科目、総合的な学習の時間 (50単位)	通級による指導 (21単位)	選択教科・科目 (19単位)	特別活動
修得合計単位数 (90単位)			

(※1) 修得合計単位数については、最低単位数 (74単位) を超えて、学校が独自に設定することが可能。
特に、全日制の普通科や専門学科では、90単位の学校が多い。

【パターン③】 専門学科で修得合計単位数が74単位の場合

必履修教科・科目、総合的な学習の時間 (38→31単位 (※2))	専門教科・科目 (25→20単位 (※3))	通級による指導 (21単位)	選択教科・科目 (2単位)	特別活動
修得合計単位数 (90単位)				

(※2) 必履修教科・科目は、原則として38単位以上とされているが、特に必要がある場合、31単位まで減じることができるとされている。

(※3) 専門学科において、全ての生徒に履修させる専門教科・科目は、高等学校学習指導要領上、原則として25単位以上とされているものの、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、学校判断により、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中にも含めることができる。

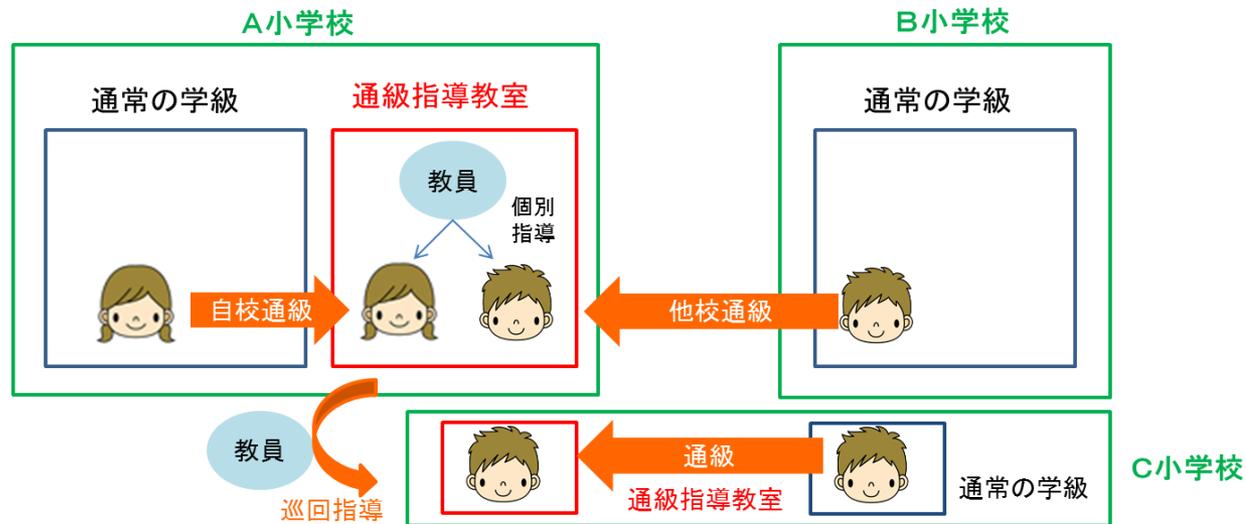
【パターン④】 総合学科で修得合計単位数が74単位の場合

必履修教科・科目、総合的な学習の時間 (38単位)	産業社会と人間 (4単位)	通級による指導 (21単位)	選択教科・科目 (11単位)	特別活動
修得合計単位数 (74単位)				

学校教育法施行規則第141条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該…高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の…高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の…高等部において受けた授業を、当該…高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

(他校通級を可能とする)



平成5年文部省告示第7号 (1 関係)

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとすること。

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導（例えば、国語の授業の代替として通級による指導を実施する場合、それによって遅れる国語の内容を補充する等）が行えるとの誤解を招いているという指摘が、教育関係者からなされている
- ・ 各教科の内容を取り扱う場合であっても、あくまでも障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導として行うものであるとの位置付けを明確化した

各教科の内容を取り扱いながら自立活動の指導を行う例

- **障害の状態に応じて**各教科の内容を補充するための特別の指導（下記の例参照）であり、単なる学習内容の遅れを補うための指導は該当しないが、高校通級の制度化とあわせ、**各教科の内容を取り扱う場合でも、あくまでも障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導として行うものであるとの位置付けを明確化。**

言語障害

- 国語及び英語
 - ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導
- 社会（及び生活又は総合的な学習の時間）
 - ・授業で、実際に作業・体験したことをまとめて発表する際に、要領よくかつ適切に話せるようにする指導

難聴

- 国語（及び英語）
 - ・文章の読解に必要な語彙や言語概念を身に付けるための指導
- 音楽
 - ・歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導

情緒障害

- 国語や社会等
 - ・自尊感情の低下により生じる困難に対し、人前で話すことや発表することに自信をもてるようにする指導やグループでの活動に参加意欲を高める指導。

ADHD

- 国語
 - ・漢字の偏や旁、意味に着目して比べさせ違いを意識させる指導
- 算数（数学）
 - ・文章題の必要な情報に注目させる練習をしてから解かせる指導

病弱・身体虚弱

- 国語
 - ・進行性疾患や精神性の疾患のある児童生徒に日記や作文を書かせることで、ストレスとなった要因に気付かせたり、ストレスを避ける方法や発散する方法を考えさせる指導
- 体育（保健体育）
 - ・自己管理や予防方法等を学ぶことにより、病気の状態を考えながら、自ら活動を選択できるようにする指導

自閉症

- 国語
 - ・意図を読み取ることの困難さに対し、物語文等の中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導。
- 生活
 - ・人間関係の形成の困難さに対し、自分の意思を伝える指導。

弱視

- 国語
 - ・漢字の読み書きの指導（形の似た／画数の多い漢字を中心に）
- 算数（数学）
 - ・図形やグラフの指導（正しく書く、目盛りを正確に読み取る）
- 社会
 - ・地図指導（複雑な地図を正確に読み取る、白地図に記入する）
- 体育（保健体育）
 - ・器械運動、球技等見えにくさのために困難が生じる運動の指導

LD

- 国語（及び英語）
 - ・読みが苦手・・・障害の特性に応じた読みやすくなる工夫を練習
 - ・書きが苦手・・・漢字の成り立ち等の付加的な内容について学習
- 算数（数学）
 - ・計算が苦手・・・具体的な場面を想像して考え方を理解
 - ・推論が苦手・・・図形の特徴や操作の手順を言語化、視覚化

肢体不自由

- 国語科等
 - ・上肢の障害による書字の困難に対し、パソコンやその入力を補助するスイッチ等の代替機器を活用できるようにする指導
- 美術科、技術・家庭科等
 - ・上肢の障害による道具等の操作の困難に対し、他者への依頼の仕方を学んだり、道具や補助用具の配置等に気をつけ、自分だけで活動しやすい環境を整えたりする指導

留意事項について

1 単位認定・学習評価

(1) 単位認定の在り方

高等学校学習指導要領の改訂（平成29年度末を予定）等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて対応いただきたい

<単位認定の在り方>

- 生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする

<生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したとき>

- 各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とする
- 年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする
- 単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする

1 単位認定・学習評価

(2) 指導要録の記載

- ・ 指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載する
- ・ 様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載する
- ・ 他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載する
- ・ 指導要録への記載に当たっては、通級による指導の担当教員と通常の学級の担任、特別支援教育コーディネーター、校長等の関係者が定期的に情報を交換した上で、記載内容を検討することが求められる

※調査書についても様式を改正予定

書 道 教 育 に 関 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単 位
	国 語	国 語	国際表現1
略			
*			
地 理	地 理	*	
		*	
		*	
公 民	公 民	*	
		*	
		*	
数 学	数 学	*	
		*	
		*	
理 科	理 科	*	
		*	
		*	
科 学	科 学	*	
		*	
		*	
技 術	技 術	*	
		*	
		*	
外 国 語	外 国 語	*	
		*	
		*	

専 門 教 育 に 関 す る	教科	科目	修得単 位
	専 門 教 育 に 関 す る	各 科 目	*
*			
*			
*			
*			
学 校 設 定 教 科		*	
		*	
		*	
		*	
		*	
専 門 教 育 に 関 す る	専 門 教 育 に 関 す る	*	
		*	
		*	
		*	
		*	
専 門 教 育 に 関 す る	専 門 教 育 に 関 す る	*	
		*	
		*	
		*	
		*	

各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単 位
	各 教 科 ・ 科 目	各 教 科 ・ 科 目	*
*			
*			
*			
*			
*			
*			
*			
*			
*			
*			
*			
*			
*			
学 校 設 定 教 科			学 校 設 定 教 科
	*		
	*		
	*		
	*		

総合的な学習 の時間	
---------------	--

自立活動	
------	--

様式1裏面
各教科・科目等の修得単位数の記録

自立活動の欄を設けて
修得単位数の計を記載

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名							
総合的な学習の時間の記録							
学習活動							
評価							
特別活動の記録							
第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
総合所見及び指導上参考となる諸事項							
第1学年							
第2学年							
第3学年							
第4学年							
出席の記録							
区分	授業日数	出席停止、 出席日数	留学中の 授業日数	繰り越し 出席日数	欠席日数	出席日数	備考
学年							
1							
2							
3							
4							

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に

- ・通級による指導を受けた学校名
- ・通級による指導の授業時数及び指導期間
- ・指導の内容や結果等を記載

2 実施形態

- ・ 自校通級、他校通級、巡回指導
- ・ 対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、**各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択**すること

自校通級：通学の負担がない、担当教員に相談しやすい、他教員との連携が取りやすい
他校通級：グループ指導が実施しやすい、心理的な抵抗感に配慮しやすい など

- ・ 他校通級を実施する場合の取扱いについては、学校の設置者が適切に定め、その生徒が在籍する学校と通級による指導を実施する学校とが十分に協議して実施することが必要

3 担当教員①

- 高等学校教諭免許状を有する者である必要
- 加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要
- 特定の教科の免許状を保有している必要はない
- 各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましい

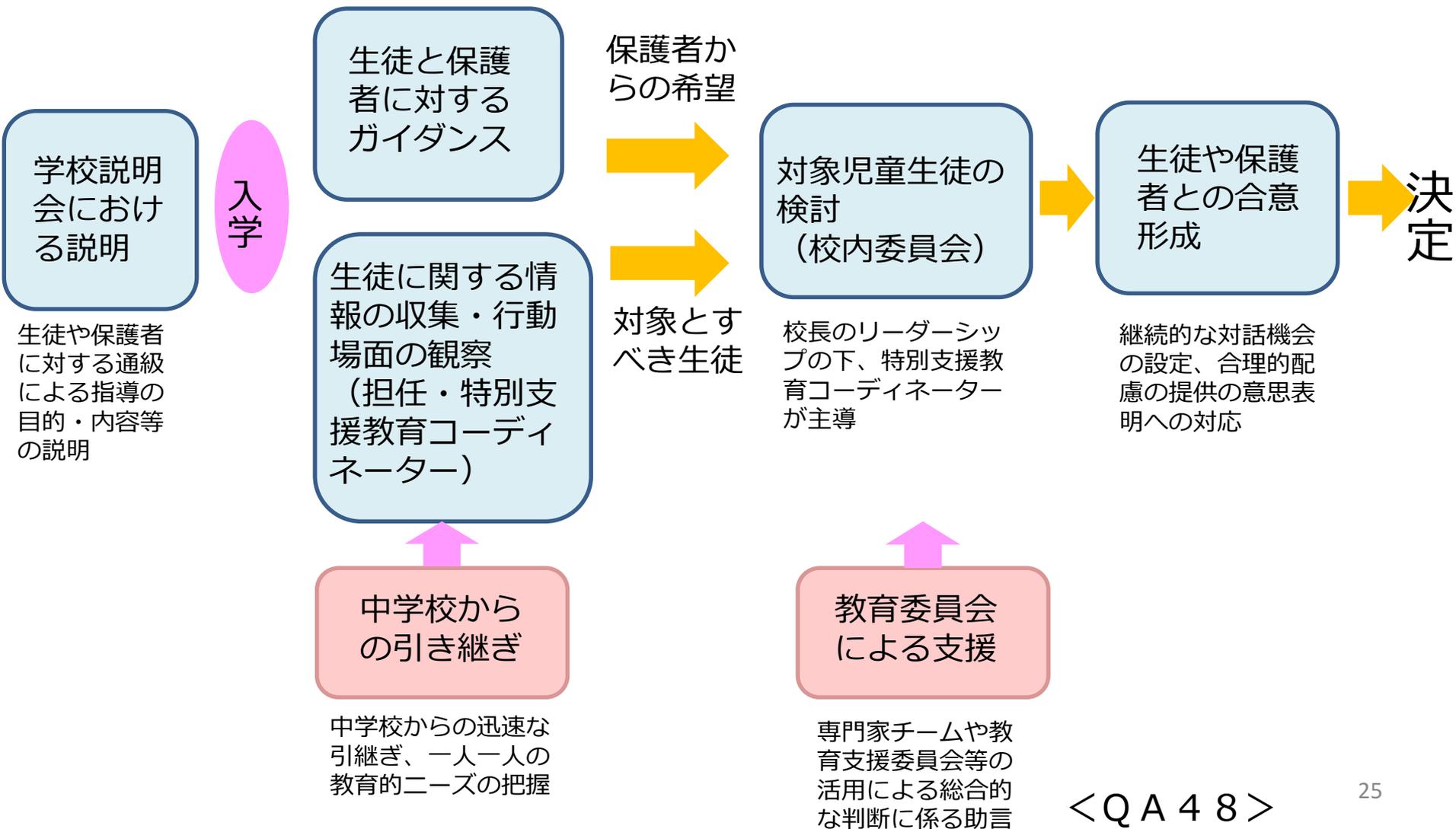
※ 中学校においても同様の取り扱いとし、平成30年度から適用

3 担当教員②

- 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること
- 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会において実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修について、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の拡充や研修内容の充実に努めること
- 高等学校と特別支援学校の間で教員の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有効であること

4 実施にあたっての手続き

詳細な個別相談の機会
の設定、実施の有無の
判断手続き等の周知



5 個別の教育支援計画等の作成・引継ぎ

- ・対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための仕組み作り
- ・市区町村教育委員会においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在籍時における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進するなどの体制の構築に努めること
- ・なお、学習指導要領の改訂についての中央教育審議会における審議においては、**通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒**については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「**個別の教育支援計画**」や「**個別の指導計画**」を**全員作成する方向で議論されていることを踏まえること**
- ・高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること

個別の教育支援計画：家庭や地域，医療や福祉等の関係機関との連携を図り，長期的な視点で教育的支援を行うための計画

個別の指導計画：各教科等の指導に当たって，指導の目標や内容，指導方法等を示した計画

6 その他①

- ・高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、**学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備**に努めること

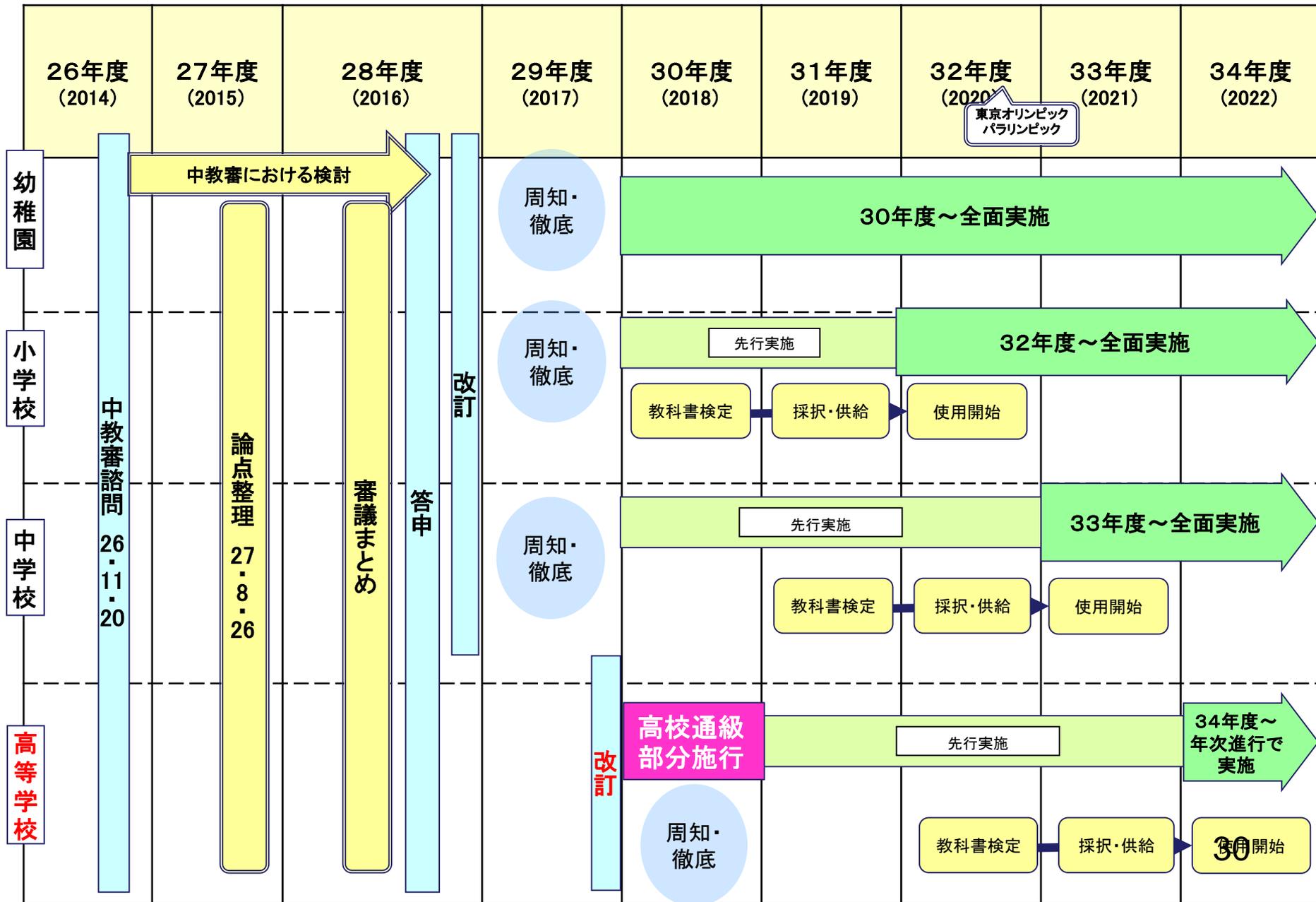
- ・また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、**個々の取組を認め合えるような学校・学級経営**に努めること

6 その他②

- 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること
- 都道府県教育委員会（市区町村立の高等学校がある地域においては、当該市区町村の教育委員会を含む。）においては、専門家チームや教育支援委員会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第74条に基づく特別支援学校のセンター的機能の強化等により、**高等学校への支援体制の強化**に努めること
- 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、**障害のない生徒にも分かりやすい授業である**ことを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めること

今後のスケジュール等

今後の学習指導要領改訂スケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



東京オリンピック
パラリンピック

30開始

文部科学省における制度開始までの取組（予定）

28年度				29年度			
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	4～6月	4～6月	4～6月
省令・告示 改正	パブリック コメント		公布 通知				(施行はH30から)
各都道府県の 実態把握	アン ケート ①		アン ケート ②	必要に応じてアンケート調査等を実施			
	必要に応じて意見交換等を実施						
指導内容の 研究・開発	モデル事業の実施						
		QA 集の 送付	指導内容・実施方 法等に関する手引 の作成	教育委員会・学校現場等への周知 → 必要に応じて更なる改訂			
	モデル事例分析		事例集の作成	教育委員会・学校現場等への周知			
教員等の専門 性の向上等			(独)国立特別支援教 育総合研究所におけ る研修の実施	(独)国立特別支援教育総合研究所における研修の実施			
環境整備			実施準備のための教員加 配の募集、審査	実施準備のための教員加配			
	教職員配置の規模の検討			関係省庁との協議	→ (H30から:通級指導担当教員の配置)		
	モデル事例分析		事例集の作成	教育委員会・学校現場等への周知			
説明会等	担当 課長 会議		制度改正説明会 実践事例報告会 (11月8日予定)	各種会議等における説明			

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 における研修

<平成28年度>

- ・ 教育委員会を対象
- ・ 制度の理解を深めることを目的

<平成29年度>

- ・ 教育委員会、担当教員を対象
- ・ 実施に向けた実践的な内容

導入準備のための加配措置

高等学校等において、平成30年度から高等学校における通級による指導を実施する自治体を支援することを目的とし、平成29年度において、「高等学校における通級による指導導入事業」（仮称）を実施予定

・通級による指導を導入するため必要な実施準備の在り方に関する調査研究を実施する高等学校等を研究指定校として指定

【調査研究の課題例】

- ・特別の教育課程における教育課程編成の研究
 - ・通級による指導の指導内容・指導方法及び教材開発等の検討
 - ・通級による指導における個別の指導計画の作成と活用等
 - ・通級による指導における個別の指導計画に基づく評価、指導内容・指導方法の検証等
 - ・通級による指導を実施するための手続きの整備及び管理機関、校内、関係機関等との連携体制の構築
 - ・保護者への説明や、通級による指導対象生徒の受け入れのための手続きの整備等
 - ・他校通級を受け入れる場合、または巡回指導を行う場合の他校との連携の在り方
 - ・校内における特別支援教育体制の整備・充実
 - ・域内の二一ズ把握
 - ・特別支援教育の体制整備に当たっての特別支援学校等との連携
- ・研究指定校に対する教員の加配について検討中

- ・「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」の指定を受けている学校が本事業の指定を併せて受けることも可能

その際、本事業により加配される教員は、あくまで平成30年度からの通級による指導の実施準備のために配置されるものである必要があり、上記モデル事業が対象とする活動が主な内容とはならないよう、留意すること

- ・「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」の指定を受けていない学校において、平成30年度から通級による指導を実施するために、本事業の指定を受けることも可能

<スケジュール>（※変更になることがあります）

平成28年11月 公募（12月提出締切）

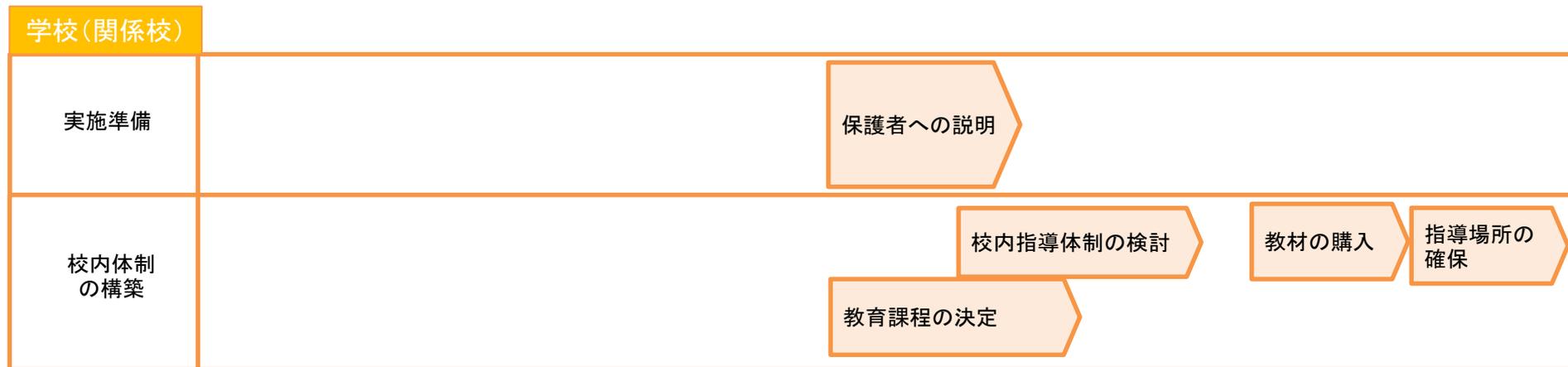
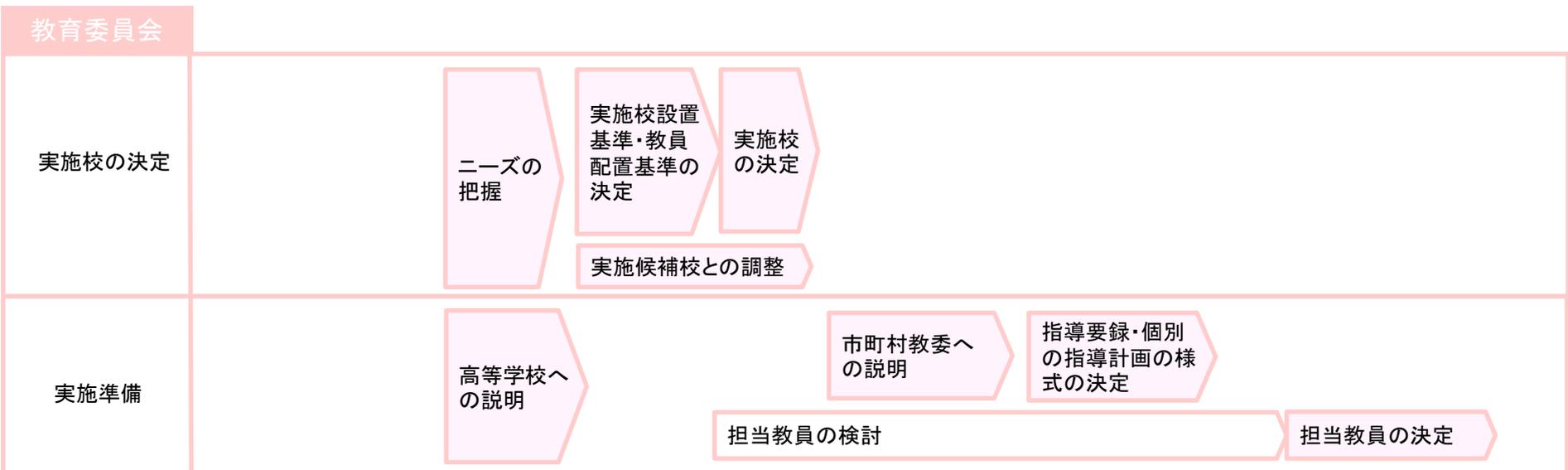
平成29年 2月 審査結果の連絡

平成29年 4月 研究指定校として指定、加配措置

平成30年度から実施する場合に各教育委員会・学校において想定される取組

(※都道府県へのアンケートより集約)

28年度				29年度			
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月



関係資料

・改訂第2版「通級による指導の手引」解説とQ & A（文部科学省編著）佐伯印刷（株）

・特別支援学校学習指導要領、同解説（自立活動編）（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2009/06/18/1278525.pdf

・教育支援資料（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

・高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）（高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）

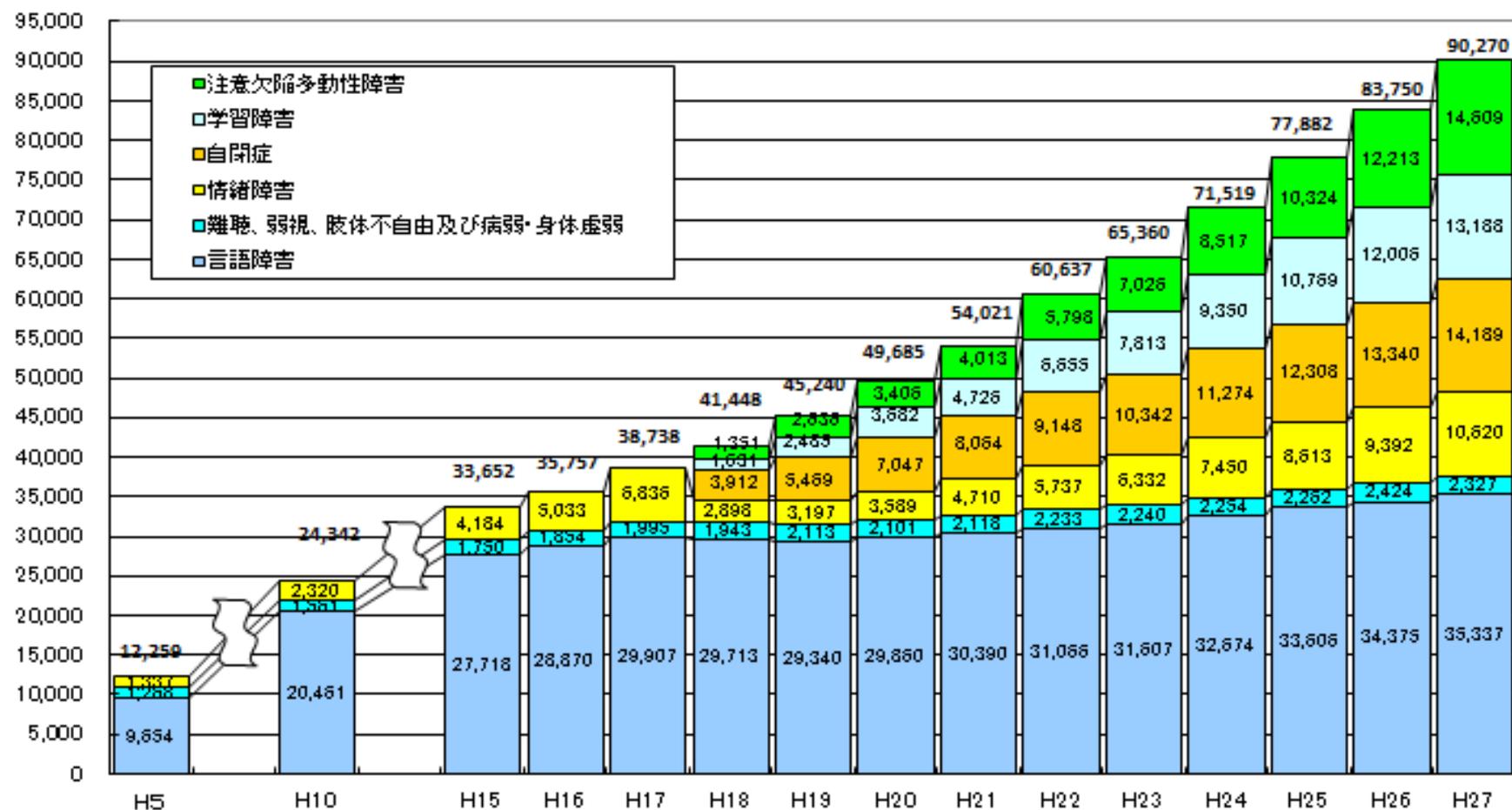
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/03/1369191.htm

參考資料

(参考2) 「通級による指導」を受けている児童生徒数の推移 (公立小・中学校)

(各年度5月1日集計)

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



(参考3) 「通級による指導」の対象となる障害の種類及び程度

(平成25年10月4日付 文部科学省初等中等教育局長通知)

言語障害者	口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級で学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者	肢体不自由の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者・身体虚弱者	病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

(参考) 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果 概要 (平成21年3月時点)

【分析結果】

- 平成20年度卒業の発達障害等困難のある中学校3年生の生徒の一部について、卒業後の進路を分析・推計 (調査対象生徒数は約1万7千人)
- 約1万7千人のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学
- これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は**約2.2%**
- なお、発達障害等困難のある生徒については、学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したのではないことに留意
- 発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路の課程別、学科別にみた割合

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

趣旨

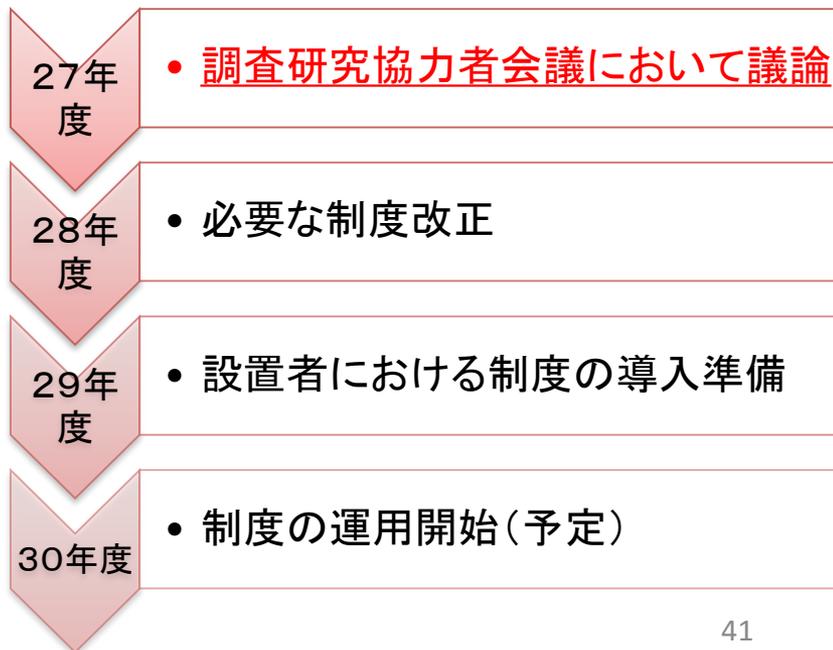
- 現行制度上、高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校のような「通級による指導」が制度化されていない。
- 障害のある子供たちの自立と社会参加に向け、平成26年度に文部科学省が開始したモデル事業の成果も踏まえ、高等学校における「通級による指導」の制度化等について検討するため、調査研究協力者会議を開催。

協力者

◎主査、○副主査 【50音順】

石川 誠	株式会社いなげやウイング管理 運営部長(兼)事業推進部長
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
◎岩井 雄一	十文字学園女子大学教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
笹谷 幸司	神奈川県立綾瀬西高等学校長
高岡 麻美	府中市立府中第九中学校長
○柘植 雅義	筑波大学教授(人間系障害科学領域)
中田 正敏	明星大学教育学部講師
永妻 恒男	さいたま市立大宮南中学校長
西川 公司	日本肢体不自由教育研究会理事長
三代 恵里子	島根県教育庁特別支援教育指導主事
水野 忠輝	静岡県教育委員会高校教育課指導主事
村野 一臣	東京都立町田の丘学園校長

スケジュール(予定)



高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

現状と制度化の意義

- 「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、**高等学校が適切に特別支援教育を実施**（※1）することが求められている。
（※1）高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定（学校教育法）
- **中学校で通級による指導**（※2）**を受けている生徒数は年々増加**（H5：296人→H26：8,386人（約28倍））。他方、高等学校では、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目等により実施。
（※2）大部分の授業を通常学級で受けながら、週に1～8単位時間程度、障害による困難を改善・克服するための特別の指導を別室等で受ける形態
- これらを踏まえれば、**高等学校においても、障害に応じた特別の指導を行えるようにする必要**。

制度設計の在り方

- 基本的な考え方は小中学校等と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定制度、③必履修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制（※3）、といった**高等学校における教育の特徴**を十分に踏まえて制度を設計する必要。
（※3）全日制、定時制及び通信制全ての課程で制度化が必要

教育課程上の位置付け	通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする 必要。（学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方（必履修教科・科目との関係、卒業要件単位数との関係、標準となる単位数等）といった論点について、中央教育審議会における学習指導要領改訂の議論の中で検討する必要）
指導の対象	対象となる障害種は、 小中学校等における通級による指導の対象 （※4） と同一 とする。病弱及び身体虚弱
指導内容	指導の内容は、 障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導 （特別支援学校の自立活動に相当）とする。
実施形態	自校通級（通学の負担がない、担当教員に相談しやすい、他教員との連携が取りやすい）、 他校通級 （グループ指導が実施しやすい、心理的な抵抗感に配慮しやすい） それぞれのメリット や学校・地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択。
担当教員に必要の資格等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態を踏まえて実施

制度化に当たっての充実方策

- 国は、**必要な教員定数の加配措置**や教員の専門性の向上、施設整備の参考指針の提示等の方策の実施、**制度化後のフォローアップ**が必要。
- 教育委員会は、**実施校の検討・決定**、教育支援委員会等の支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ・連携体制の構築に努める必要。
- 高等学校は、**学校全体として特別支援教育に取り組む体制作り**や関係機関とのネットワークの活用等に努める必要。

(参考5) 自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル 平成28年度予算額 108百万円 (平成27年度予算額 110百万円)

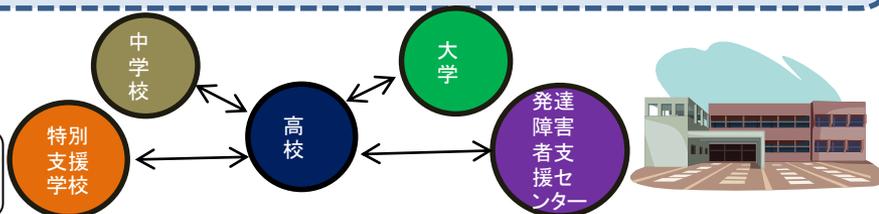
障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。

文部科学省

指定

【3カ年(H26-28)の研究指定】

- 1年目: 教育課程の特例に向けた準備、一部試行的実施
- 2年目: 教育課程の特例の適用、全体の試行的実施
- 3年目: 2年目の実施結果を踏まえた改善・実施



【25地域(1地域当たり高校1校程度)】

◎対象: 言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

① 運営協議会の設置

ネットワークの構築

・高校、中学校、特別支援学校、大学、発達障害者支援センター等によりネットワークの形成を図り、支援体制を構築。

生徒の実態把握

・中学校からの引き継ぎ、諸検査の活用等により、生徒の障害の状態や特性、得意分野等の実態把握を実施。

必要な教育内容の検討

・生徒の実態把握を踏まえた、自立活動の指導、得意分野を伸ばす教科指導など、教育課程全体の検討。

個別の教育支援計画・指導計画の作成

② 障害に応じた特別の指導

※教育課程の特例を適用(学校教育法施行規則第八十五条)

自立活動の指導

・障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自立活動の指導を実施。

教科・科目の補充指導

・障害の状態に応じた各教科・科目の補充指導を実施。

自立活動等担当教員

・自立活動などの障害に応じた特別の指導を担当する教員を配置。

合わせて年間1~8単位程度

外部人材等の活用

・大学教員・芸術家等の外部の専門家による専門的な指導
 ・大学・研究機関等の施設設備を活用した実験・実習等。

③ 個々の能力・才能を伸ばす指導

一斉授業の改善工夫

・障害のある生徒と、ない生徒が共に学ぶ一斉授業での、理解しやすい授業づくり、障害のある生徒への個別の配慮等。

能力・才能を伸ばす重点指導

・障害のある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実、指導上の配慮の検討。

高等学校における特別支援教育の充実

自立活動により、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服
 (例) クラスの仲間とのコミュニケーションなど対人関係が困難。
 →自立活動の「人間関係の形成」に関する指導により改善

一斉授業等の中で、得意分野を更に伸ばす
 (例) 読むことは困難だけど、計算はズバ抜けている。
 →文章を図解するなど視覚化を重視した国語の一斉授業の改善
 (理解しやすい授業づくり)や、数学重点コースの設置など



高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業

<平成26年度開始>

	団体名	学校名
1	北海道	北海道上士幌高等学校
2	青森県	青森県立北斗高等学校
3	茨城県	茨城県立荃崎高等学校
4	千葉県①	千葉県立佐原高等学校
5	千葉県②	千葉県立幕張総合高等学校
6	神奈川県①	神奈川県立綾瀬西高等学校
7	神奈川県②	神奈川県立釜利谷高等学校
8	長野県	長野県箕輪進修高等学校
9	静岡県	静岡県立静岡中央高等学校
10	滋賀県	滋賀県立愛知高等学校
11	京都府	京都府立田辺高等学校
12	大阪府	大阪府立岬高等学校
13	兵庫県	兵庫県立西宮香風高等学校
14	島根県	島根県立邇摩高等学校
15	岡山県	岡山県立岡山御津高等学校
16	徳島県	徳島県立海部高等学校
17	佐賀県	佐賀県立太良高等学校
18	長崎県	長崎県立佐世保中央高等学校
19	新潟市	新潟市立明鏡高等学校

<平成27年度開始>

	団体名	学校名
1	北海道①	北海道本別高等学校
2	北海道②	北海道大樹高等学校
3	山形県	山形県立新庄北高等学校

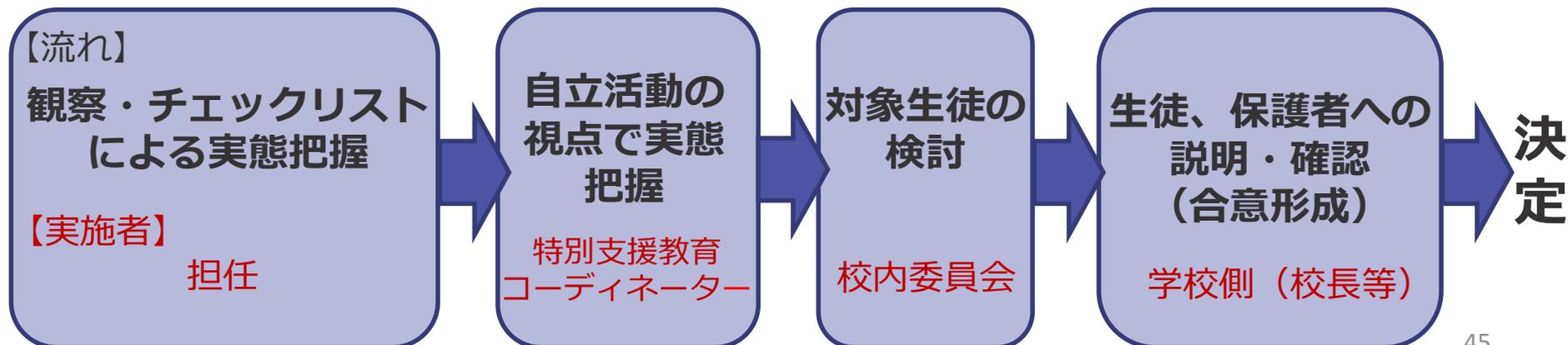
研究指定校における「通級による指導」の実践例

平成26年度より、文部科学大臣指定（学校教育法施行規則第85条等）により、現行の高等学校の教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施する「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」を開始。

研究指定校における取組

長崎県立 佐世保中央高等学校		(平成27年度)
通級名称	SWP (self-help work program)	
授業時間数	年間1単位(35単位時間)～2単位(70単位時間)	
指導教員	自立活動等担当教員＋支援教員 (2名)	
対象生徒	5名	

対象生徒決定までの流れと実施者



研究指定校における「通級による指導」の実践例

生徒の障害や特徴等を把握する

生徒A	・記憶力は優れているが、コミュニケーション能力に課題 ・言葉どおりに受け止めてしまう傾向 など
生徒B	・思いつくままの話し方で、相手の感情や立場、社会通念の理解が困難 など
生徒C	・運動調整、空間認知等が困難 など

収集した情報をもとに、**自立活動の6区分26項目**に即して整理

【参考4：特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容】

(優先する指導目標を設定)

⇒ (指導目標を達成するために必要な項目を選定)

⇒ (選定された項目を関連付け、具体的な指導内容を設定)

指導内容を決定する

生徒A	・他者の意図や感情を理解する手掛かりやスキルを高める
生徒B	・生活場面、対人場面におけるストレスや緊張への対応を身につける
生徒C	・自ら身体感覚や状況認知を行うことができるようにする

通級による指導では、**一人一人の生徒の実態等に応じ、必要な項目を選定。**
それらを関連付けて、**具体的な指導内容等を設定し指導。**

研究指定校における「通級による指導」の実践例

授業時数計	2単位時間(週)、70単位時間(年間)
指導の形態	自校での通級
目標	個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。
活動のねらい	場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開し、対人関係を円滑にするため、コミュニケーション・スキルの向上を目指す。

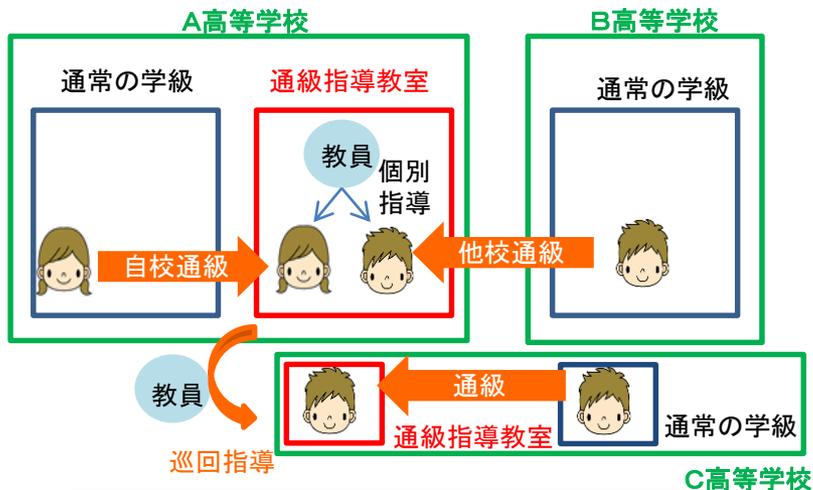
月	時数	内容	自立活動の関連区分・項目(例)
4	4	状況に合った応答の仕方 を身に付ける。 ・いろいろな状況が描かれたカードを見て、どのように応じればいいのか考える。	コミュニケーション ・状況に応じたコミュニケーション
5	8	相手の立場や気持ち などに応じて、それにふさわしい行動や言葉づかいをする。 ・電話での会話やあいさつなどの状況を設定し、場に応じたあいさつや敬語に慣れる。	人間関係の形成 ・感情の理解 ・自己認識
6	4	インターンシップに向け、 自分の良さに気付き 、長所を活かせる職業について考える。 ・よく聞き取れないときや意味が理解できないときの確認や対応の方法などを理解する。	集団に参加するための手順やきまりの理解
7	8	・話し合いなどの活動を設定し、相手の話を最後まで聞くような機会を積み重ねる。	
9	6	いろいろな職業について調べながら、自己の良さを踏まえた上で、どのような仕事が 自分に合っているか、あるいは、自分に合わない仕事 はどのようなものかを理解する。	心理的な安定 ・状況の把握 ・改善・克服への意欲
10	10	状況に応じて、それにふさわしい言葉づかい をする ・友達との会話、目上の人との会話、会議等の場面を設定し、話し方の使い分けをする。	コミュニケーション ・状況に応じたコミュニケーション
11	8	日常的な学校生活の時間や提出物等の管理、係分担など、 計画に沿った行動 を意識づけることで、自己プランニングや自己マネジメントの方策を理解する。	人間関係の形成 ・行動の調整
12	4	修学旅行に向け、諸活動の項目を確認しながら、 時間の変更や活動順序の変更 等が合った場合の自分の心理状態と対応方法について考える。	心理的な安定 ・状況の変化への対応
1	6	相手の気持ちを受け止める ことに慣れる。 ・身近な事件や新聞記事などをもとに、自分の意見を発表したり、他者の意見を聞いたりしながら、自分と他者の気持ちの程度は、同じことや違うことがあることを知る。	人間関係の形成 ・感情の読み取り ・自己認識
2	8	ワークショップ形式により、他者が自分の良さをどう見ているかを理解し、 自己の良さを認識 する。	人間関係の形成 ・自己認識
3	4	自分が日々どのような行動をしているかを知る。 ・グループ討議などの方法で、 自分が努力によって変わっていったことを振り返る 。	心理的な安定 ・改善・克服への意欲

高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けている児童生徒数
 平成5年度 平成27年度
 小学校 11,963人 80,768人
 中学校 296人 9,502人

●通級による指導の実施形態



●加える場合の例 (授業時数が増加する)

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	----------

授業時数
が増加

●替える場合の例 (授業時数が増加しない)

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	----------

※障害に応じた特別の指導: 年間7単位まで

省令等の改正

(施行: 平成30年4月1日)

①省令 (学校教育法施行規則) の改正

- ・ **高等学校で** 障害に応じた特別の指導を行う必要がある者 (※1) を教育する場合、**特別の教育課程** によることができる
 (※1) 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱 (小・中学校と同様)

②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を **高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える** ことができる
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位** (※2) を超えない範囲で卒業認定単位数に含めることができる
 (※2) 中学校の時数と同程度
- ・ 小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の **趣旨を明確化** (※3)
 (※3) 従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服** という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う** ことができる趣旨であることを明確化